平成２３年（フ）第１号
福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野196番地３　武田貸家Ａ棟、前住所福島県相馬市沖ノ内２丁目10番地の１　篠山貸家Ｃ棟
債務者　安藤　幸惠（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７号
福島県いわき市内郷内町四方北114番地の19小山田ビレッジ２Ｆ202
債務者　中島　仁一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１４号
福島県いわき市内郷内町前田22番地　市営住宅４―1173
債務者　小野寺聖子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５２号
東京都昭島市緑町５丁目11番20―206号
債務者　佐藤　利昭
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５４７号
横浜市栄区長沼町290番地１　コープ野村戸塚長沼402号
債務者　金杉　順子（旧姓下山）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９１号
横浜市磯子区峰町698―４、住民票上の住所横浜市港南区野庭町622番地　野庭団地４棟427号
債務者　池田　由美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３０号
神奈川県鎌倉市岩瀬310番地　藤和鎌倉岩瀬ホームズ301号
債務者　照沼　治政
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６４６号
横浜市港南区笹下２丁目２番18号　クレスト関201号室
債務者　田村ちひろ（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５２号
横浜市青葉区新石川１丁目11番地１　エンゼルハイム305
債務者　荻原　智彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８０号
横浜市鶴見区駒岡３丁目19番24―201号
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７０４号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番５―511号
債務者　山口　和雄
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５４号
横浜市栄区上郷町40番地２　サンハイムⅡ102
債務者　一柳　　努
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６７号
横浜市青葉区柿の木台13番地13
債務者　野口三千男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６８号
横浜市青葉区柿の木台13番地13
債務者　野口　信子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８３号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目11番50―607号パーシモン香川
債務者　岡田　美穂
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９４号
横浜市中区松影町２丁目７番地10　みらい館601号室
債務者　加賀谷英行
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部